

# 福祉サービス評価推進センターぐんま

## 設置規程

### (設 置)

第1条 福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資する福祉サービス第三者評価事業を円滑に実施するため、群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に推進組織として福祉サービス評価推進センターぐんま（以下「推進センターぐんま」という。）を置く。

### (目 的)

第2条 推進センターぐんまは、群馬県における福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価」という。）の指針を定め、第三者評価の推進を行うとともに、第三者評価の公正・中立性及び専門性の確保を図ることにより、群馬県内における福祉サービスの質の向上と利用者の福祉サービスの適切な選択に資することを目的とする。

### (業 務)

第3条 推進センターぐんまは、次の各号に掲げる業務を行う

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- (3) 評価結果の取扱いに関すること
- (4) 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修等に関すること
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等の対応に関すること
- (7) その他、第三者評価事業の推進に関すること

### (組 織)

第4条 推進センターぐんまは、第3条に掲げる業務を円滑に実施するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の委員は、別表1の運営委員会委員選出区分（以下「選出区分」という。）の定めるところにより、県社協会長が委嘱する。

### (任 期)

第5条 運営委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 運営委員会の委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員の解任)

第6条 県社協会長は、委員から辞任の申し出があったとき、又は委員が心身の故障のため職務が遂行できないと認めるとき、もしくは委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

### (委員長等)

第7条 運営委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第8条 運営委員会は、県社協会長が招集し、委員長が議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き議決することができない。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 運営委員会は、必要に応じ、関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 運営委員会の下に、次に掲げる専門委員会を置く。

(1) 認証・公表専門委員会

(2) 基準・研修等専門委員会

2 各専門委員会の委員は、運営委員会の委員の中から委員長が指名する。

3 各専門委員会の職務等については、別に定める。

(委員の守秘義務)

第10条 運営委員会の委員又は委員の職務にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第11条 推進センターぐんまの事務を行うため、県社協内に事務局を置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進センターぐんま及びその事務局の運営等に必要な事項は別に定める。

2 特別に定めのない事項については、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について（平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添1「都道府県推進組織に関するガイドライン」に準拠するものとする。

附 則

この規程は、平成16年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、次に掲げる規程は廃止する。

(1) 福祉サービス評価推進センターぐんま運営委員会規程

別表 1

福祉サービス評価推進センターぐんま運営委員会  
委員選出区分

No.	選出区分	人数
1	学識経験者	3
2	福祉サービス事業者（障害） （群馬県社会福祉協議会障害福祉部会）	1
3	福祉サービス事業者（高齢） （群馬県社会福祉協議会高齢福祉部会）	1
4	福祉サービス事業者（児童） （群馬県社会福祉協議会子ども福祉部会）	1
5	評価機関・評価調査者	3
6	行政機関（群馬県健康福祉課地域福祉推進室長）	1